



鳥取県公報

令和5年6月23日（金）
第9509号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除予定（323）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2 令和5管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量の変更 （324）（漁業調整課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 土地改良区の役員の就退任（325）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 2 貸付金の元利償還金の収納事務の委託（326）（教育委員会事務局人権教育課）・・・・ 3
◇ 公 告	都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（技術企画課）・・・・・・・・・・・・ 4 クロスボウの取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・ 4
◇ 雑 報	鳥取県市町村職員共済組合に係る令和4年度の決算の要旨（市町村課）・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第323号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字吉川字ジャ谷ヨリ上山マデ1037の32
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第324号

令和5年鳥取県告示第100号（令和5管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量について）により告示したくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量について、令和5年6月7日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
		変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	4.4トン	5.3トン
	県留保枠	0.4トン	0.6トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	5.4トン	6.3トン
	県留保枠	0.6トン	0.7トン

鳥取県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年6月23日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|-----|-----------|-------------|
| 理 事 | 八 田 哲 | 倉吉市上余戸155 |
| | 〃 澤 仁己 | 倉吉市上余戸194 |
| | 〃 中 井 義 寛 | 倉吉市下余戸29 |
| | 〃 伊 藤 純 一 | 倉吉市下余戸46 |
| | 〃 深 田 佳 洋 | 倉吉市八屋61 |
| | 〃 福 井 勲 | 倉吉市八屋165-1 |
| | 〃 河 田 千 秋 | 倉吉市伊木138 |
| | 〃 田 中 哲 也 | 倉吉市伊木69 |
| | 〃 福 田 肇 | 倉吉市山根444-6 |
| | 〃 岡 本 洋 | 倉吉市山根397 |
| | 〃 涌 嶋 正 起 | 倉吉市山根690-13 |

〃 沖 秀 喜 倉吉市上井389
〃 砂 原 久 倉吉市上井386
〃 角 篤 倉吉市海田東町58-1
〃 濱 本 徳 一 倉吉市福庭町一丁目107
〃 福 井 昭 治 倉吉市福庭198
〃 土 井 勉 倉吉市福庭町一丁目351
監 事 涌 嶋 博 文 倉吉市上余戸171-1
〃 矢 木 正 剛 倉吉市八屋57
〃 岡 野 克 美 倉吉市清谷596
令和5年5月24日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 八 田 哲 倉吉市上余戸155
〃 澤 仁 己 倉吉市上余戸194
〃 中 井 義 寛 倉吉市下余戸29
〃 伊 藤 純 一 倉吉市下余戸46
〃 深 田 佳 洋 倉吉市八屋61
〃 福 井 勲 倉吉市八屋165-1
〃 河 田 千 秋 倉吉市伊木138
〃 田 中 哲 也 倉吉市伊木69
〃 福 田 肇 倉吉市山根444-6
〃 岡 本 洋 倉吉市山根397
〃 涌 嶋 正 起 倉吉市山根690-13
〃 沖 秀 喜 倉吉市上井389
〃 砂 原 久 倉吉市上井386
〃 角 篤 倉吉市海田東町58-1
〃 濱 本 徳 一 倉吉市福庭町一丁目107
〃 福 井 昭 治 倉吉市福庭198
〃 土 井 勉 倉吉市福庭町一丁目351
監 事 涌 嶋 博 文 倉吉市上余戸171-1
〃 矢 木 正 剛 倉吉市八屋57
〃 山 根 弘 二 倉吉市山根447
令和5年5月25日就任 任期4年

鳥取県告示第326号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

弁護士法人ブレインハート法律事務所

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号4090173、4110049）及び鳥取県育英奨学資金（奨学生決定番号414067、421107、423046、425184、4151330、4161040、4161157、4171148、4171237、4181118、4181248、4181256、4181393、4191254、4191451、4191543、4211059、4211146、4211330、4211629、4221405、4231238、4231306、4231572、

4241443、4241445、4241584、4251431、4251435、4251493、4261193、4261356、4271146、4271346、4271358、4271463、4291240、4291358)

3 委託した期間

令和5年6月15日から令和8年2月28日まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年6月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市場 1号鳥取市公設地方卸売市場

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3の2第1項の規定によりクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和5年6月23日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするものを対象とする。

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和5年7月19日 午前10時00分から 午後3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	鳥取県内の各警察署の管内に 居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 4時間30分

(2) 講習課目

ア クロスボウの所持に関する法令

イ クロスボウの使用、保管等の取扱い

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 6,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年6月23日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 松 浦 弘 幸

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	14	1	11	30

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般		短期	市町村長	特定消防	長 期	後期高齢者等 短期組合員	任意継続	計	第3号厚生 年金被保険者
	組 合 員 (人)	()								
標準報酬月額 (千円)	長期 2,441,920 短期 2,495,950	(26,810) (27,510)	4,117	19	700	2	24	77	11,964	7,729
一人当たり標準報酬月額(円)	長期 347,604 短期 355,295	(623,488) (639,767)	640,984	16,030	245,420	860	3,202	24,962	3,427,408	2,693,680
			155,692	843,684	350,600	430,000	133,416	324,181	286,476	348,515

()は特別職を内書

3 組合職員の数、次のとおりである。(単位：人)

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	計
人 員	8	2	7	6	23

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨 (単位：千円)

経理区分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
取 入												
負担金	2,575,837	5,904,444	310,356	40,954			92,017	138,915				
掛金(厚年は組合員保険料)	2,602,368	3,778,733	310,352					135,268				
施設収入・商品売上									171,903			
補助金												
利息及び配当金	13				3,919	516	2	4	5	187,235		
その他の取入	265,773						40,990	9,000	3,805	23,714	4,966	14,486
他経理から繰入							17,470		33,758			
前年度支払準備金	330,203											
計	5,774,194	9,683,177	620,708	40,954	3,919	516	150,480	283,187	209,470	210,949	4,966	14,486
支 出												
給付	2,543,180											
役員給与							65,983	10,226	83,420	45,600		3,241
旅費・事務費							7,200	1,960	1,060	2,281	246	564
商品仕入									7,644			
飲食材料費									36,663			
委託費							5,904	6,441	5,277	1,419	17	3,747
支払利息					3,919	516				108,780	3,919	
退職者給付拠出金												
前期高齢者納付金	882,708											
後期高齢者支援金	971,233											
病床転換支援金	3											
介護納付金	560,559											
連合会払込金・連合会拠出金	288,770	9,683,177	620,708	40,954								
その他の支出	1,628						70,924	177,639	155,925	15,522	531	780
他経理へ繰入	17,470							33,758				
次年度支払準備金	387,760											
計	5,653,312	9,683,177	620,708	40,954	3,919	516	150,011	230,023	289,989	173,602	4,713	8,332
差引当期利益又は当期損失(△)	120,882	0	0	0	0	0	469	53,164	△ 80,519	37,347	253	6,155

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表の要旨 (単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
資産												
流動資産	1,146,616	592,857	39,539	298	22,766	7,630	127,470	329,596	303,991	2,049,877	35,042	26,648
固定資産					392,500	26,380	717	102	906,846	13,079,721	393,442	
繰延資産												
資 産 合 計	1,146,616	592,857	39,539	298	415,266	34,010	128,187	329,698	1,210,837	15,129,598	428,485	26,648
負債												
流動負債	209,267	592,857	39,539	298			2,049	39,573	25,623	14,006,561		859
固定負債	387,760				415,266	34,010	58,166	81,957	189,806	44,203	418,391	7,170
負 債 合 計	597,027	592,857	39,539	298	415,266	34,010	60,215	121,531	215,429	14,050,764	418,391	8,029
純資産												
資本剰余金									974,611			
利益剰余金又は欠損金(△)	549,589						67,972	208,167	20,796	1,078,834	10,094	18,619
純 資 産 合 計	549,589	0	0	0	0	0	67,972	208,167	995,408	1,078,834	10,094	18,619
負債・純資産合計	1,146,616	592,857	39,539	298	415,266	34,010	128,187	329,698	1,210,837	15,129,598	428,485	26,648

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。